平成２７年（フ）第３８号
熊本市西区島崎５丁目４番22号
債務者　中野眞理子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４５号
広島県福山市千代田町１丁目10番17号
債務者　坂井　浩明
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２８９号
青森市赤坂２丁目42番５号
債務者　松村　健司
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
青森市けやき１丁目１番36号
債務者　齊藤　一美
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字松原97番地１
債務者　笹森　憲治
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山923番地
債務者　三橋　　愛
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第２０８２号
愛知県小牧市大字小牧原新田687番地　クレストサンライズ202号
債務者　髙橋　末子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６号
青森県八戸市吹上６丁目１番29号　山本アパート３、前住所青森県八戸市吹上６丁目１番15号　富士見荘２号
債務者　中城きみ子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
熊本市中央区島崎１丁目23番１－103号　スカイハイツ島崎Ⅱ
債務者　八木田美輝子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０号
熊本市南区南高江１丁目19番20号　レオパレス南高江205
債務者　坂本　州栄
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１号
大分県中津市大字永添827番地１
債務者　中村　信也
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後２時20分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第９９０号
東京都葛飾区青戸６丁目23－12－201
債務者　小澤　光喜
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３９号
東京都千代田区神田小川町２丁目14－１－801、住民票上の住所東京都葛飾区東金町６丁目22－２
債務者　池田眞理子（旧姓羽根田）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４０号
東京都港区白金３丁目11－17－116
債務者　外山紳一こと　外山　伸一（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５２号
東京都練馬区関町北３－25－15－101、住民票上の住所東京都杉並区善福寺３丁目16－13
債務者　田中みのる
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５３号
東京都江戸川区臨海町５丁目１－３－904
債務者　青山久美子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５６号
東京都品川区南品川６丁目15－42－102
債務者　山岸　陽子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部